第１回障がい者活躍推進検討委員会の概要について

日　　時：令和６年11月18日（月）15:00～16:30

場　　所：神奈川県庁新庁舎議会第５会議室

出席委員：眞保委員、内嶋委員、鈴木委員、井上委員、川本委員

事 務 局：本田総務局組織人材部人事課長、髙橋教育局総務室管理担当課長、

久喜教育局行政部教職員人事課副課長（代理出席）、

有原警務部警務課長

１　委員長の選任

　　委員の互選により眞保委員を委員長に選出

２　会議の公開非公開について

　　設置要綱第６条において、個人情報など非公開情報がある場合等を除き、「会議は原則として公開する」とされているところ、本日の議題では個人情報等を扱うことはないと考えられるため、公開と決定された。

３　本日の開催目的

事 務 局　本県の「障がい者活躍推進計画」は令和２年３月に策定し、今年で５年目を迎えたところ。議題（１）として、令和５年度の取組について、ご議論いただきたい。また、この計画は、今年度改定年度を迎えており、次期計画として、「第２期 障害者活躍推進計画」の素案をまとめた。議題（２）として、この素案について、ご議論いただきたい。さらに、この素案では、「障害」の表記について、一定の整理をした。議題（３）として、本検討委員会名称における「障害」の表記についてお諮りしたい。

４　障がい者活躍推進計画取組（令和５年度分）の報告について

　　資料説明ののち質疑応答

＜主なやり取り＞

井上委員　eラーニングも良いが、精神障がいに配慮するためにはどうしたらいいか、という点では、まず病気のことを知ることが大事で、闘病体験談を直接何例か聞くことが一番効果的だと思う。私はピアサポートの取組をやっていて、市役所や福祉事業所で研修を行ったこともあるが、私が体験談を話すと、精神疾患や障がいのことが分かった、目から鱗だった、という感想をいただくこともある。県内にはピアサポーターの取組を事業としてやっている人がいるし、自分もやっていた。内部の職員に体験談をお願いするのは、プライバシーの点で課題がありそうだが、私のような外部の人間にお願いすることは可能だと思う。職員皆さんに専門家になってほしいとまでは言わないが、精神障がいのことについて知っておくことは、決して損にはならない。知ることで自分の予防にもなるし、相手への配慮にも繋がる。是非検討いただければと思う。

眞保委員長　研修のところで、実際に当事者の方のお話を聞くということを組み込んではどうか、というご意見かと思う。

本田人事課長　県庁では「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」をeラーニングだけでなく、対面開催もしていて、実際に労働局の専門家から直接お話を聞ける良い取組だと考えている。井上委員からは貴重なご意見をいただいた。当事者の方にどうお話を伺うかなど、事務局で検討したいと思う。

眞保委員長　警察本部でeラーニング版をイントラに掲載したと説明があったが、閲覧数や活用状況などはデータで把握しているか。

有原警務課長　閲覧数を把握することはできないが、職員には繰り返し周知しているところで、基本的には多くの職員が閲覧していると認識している。

＜事務局案のとおり了承＞

５　第２期　障害者活躍推進計画（素案）について

　　資料説明ののち質疑応答

＜主なやり取り＞

鈴木委員　かつて、電話交換や議事録作成、ヘルスキーパーなどは視覚障がい者の花形の職域だった。最近は外部委託化が進んでいるが、例えば、委託でも障がいのある方を派遣するなどすれば、県全体の雇用率や定着率が良くなると考える。

本田人事課長　知事部局でもまさに、電話交換業務で視覚障がいの方々に貴重な戦力として活躍いただいていると認識している。一方、委託化や、電話交換機の生産停止など、外部要因の課題もある。議事録作成など、通勤が難しい方などにはテレワークを活用して自宅で仕事をしてもらうなど、業務の切り出しができると良いと考えている。ヘルスキーパーは、知事部局では現在任用していない。新たな職域を検討できるか考えたい。

井上委員　企業に就職したいと思っている精神障がい者にとって、チャレンジオフィスは希望だと思う。これまで、22人中15人が民間企業の就職へつながった実績があるという。そうした実績のあるチャレンジオフィスをさらに拡大するというのは、本当に嬉しく思うし、計画が成案になったら、しっかり実行してほしいと思う。

　　　　　障がい者手帳を取得できない難病患者にも採用を広げようという取組など感心する。

眞保委員長　難病患者の採用など、画期的だと思う。是非進めていただいて、課題や上手くいった事例などを共有していただきたいと思う。

内嶋委員　お伺いしたいことが一つ。目標について、これまでは障がい者雇用率という数値の達成を目指していた。これからは質の向上ということで、採用された方のマッチングや雇用満足度などを目指していると思う。まず、チャレンジオフィスで雇用されている方は、障がい者雇用の中で、どの程度の割合を占めているのか。

本田人事課長　確認する。障がいのある高齢層の職員が退職していく中で、チャレンジオフィスが雇用率の大きな部分を占めている。

内嶋委員　要するに、それなりの割合を占めていると思うが、ある意味、距離がある雇用部署を作って、集中的に障がいのある方を雇用している取組だと思う。スタートラインとしては、やむを得ないと思うが、「ともに生きる」という共生社会を掲げる県としては、障がいのある方・ない方の距離をもっと縮めていく取組が必要ではないか。例えば、障がいのない方が主に働いている現場に、障がいのある方が入っていく、というところが、最終的に目指すところだと思う。

　　　　　質に言及されるのであれば、障がい者雇用率を達成していくことと、少しでも労務を提供してくださる方に働いていただくということ、この２つの意味で、将来的にもう一歩踏み込んだ障がい者雇用というのをお考えいただけるとよいと思う。

本田人事課長　まさに知事の考えを踏まえたご意見を頂戴した。知事部局の素案16ページの(２)ウで、『「チャレンジオフィス」からのステップアップ』という取組を位置付けている。チャレンジオフィスは、障がい者４～５人に対してマネージャーが１人つくという体制で運営しているが、このチャレンジオフィスのスタッフには、得意分野で活躍できるような場面があるのではないかと考えている。例えば、数字のチェックが大変得意な方には、数字を扱う所属に配置するなど考えることができればと思う。それが常勤なのか非常勤なのか、地方公務員法の壁もあるので、他県や国の状況なども研究して取組を進めたい。

内嶋委員　一般の所属で障がいのある方を迎え入れるにあたり、井上委員からお話があったように、当事者から直接お話を伺えるような障がい理解のための研修を実施するなど、知見を蓄えていただくとよいと思う。障がいについて理解のある職員が職場に一人でも二人でもいれば、一般の職場に行くチャレンジオフィスのスタッフも働きやすくなるのではないか。少し時間はかかると思うが。

鈴木委員　既に採用されている職員が、中途で障がいになることもあると思うが、自分から障がいがあるというのは言いづらいもの。気軽に言えるようになるとよい。

眞保委員長　中途障がいの方の障がい者手帳の確認は、どのようにしているか。

本田人事課長　障がい者雇用率の報告に合わせて、毎年６月１日時点で障がい者手帳をお持ちの方から提出いただいている。鈴木委員がおっしゃるように、ただ申し出てくださいというのは非常にハードルが高いことだと思っている。例えば、申し出に応じて精神保健福祉士の方のサポートを入れられるとか、県としての取組を職員に周知したいと思う。働きづらいというお気持ちがあるような方には、申し出ていただいた方が働きやすい、という職場環境をいかに作れるか、お気持ちを軽くすることができるかなど、委員にはご助言をお願いしたいと思う。

　　　　　先ほどご質問いただいた、チャレンジオフィスのスタッフが障がい者雇用に占める割合は、知事部局では、約４分の１。

髙橋管理担当課長　教育委員会では、約３分の１。

有原警務課長　警察本部では、約９％。

眞保委員長　チャレンジオフィスがかなりの割合を占めてきた。県の障がい者雇用の柱となってくる部門だというお話だったので、ぜひチャレンジオフィスを積極的に職員研修などでも活用できればと感じた。例えば新採用職員の方に見ていただいて、ともに働くという、その趣旨をご説明いただき、将来、管理監督者になったときに、職務の切り出しに協力してもらう、というところにも繋げられると思う。あるいは、新たに管理職になられた方の研修などにも活用できればと思う。民間企業でもそのようなことが始まっているようだ。

＜事務局案のとおり了承＞

６　委員会名に係る「障害」の表記について

　　資料説明ののち質疑応答

＜主なやり取り＞

井上委員　「ショウガイ」の「ガイ」の表記だが、漢字の「害」は、障がいによって被害を受けているという、被害の「害」だという主張を聞く。私は、精神障がい者の存在自体が害悪な存在といった、差別的な感情と結びついた表現だと思う。そうすると、平仮名の方が良いと。本当は「ショウガイ」という単語を変えた方がいいと思うが、単語を変えるのは難しいことなので、平仮名の方が柔らかいかなと。国の法律も漢字だし、「県の当事者目線の障害福祉推進条例」も漢字になってしまった。障がい者活躍推進計画は、せめて平仮名にならないかなと思う。差別的な感情と結びついた表現で、辛い。

鈴木委員　漢字がよいと思う。一つ目の理由は、いわゆる社会モデルの考え方からすれば、「ガイ」は漢字。二つ目の理由は、県知事と障がい者５団体の代表がお会いした時に、「ガイ」の字は漢字表記がよいと、各障がい者団体も伝えていた。以上から、漢字表記がよいと考える。

井上委員　その知事にお会いした障がい者５団体に、精神障がいはいたか。

鈴木委員　いらっしゃった。

井上委員　精神障がいって、昔の「精神分裂症」のような表現からして、錯乱を来していて、しっちゃかめっちゃかな人、という差別的なイメージと結びついている印象があって、特に「ガイ」という表現に敏感だ。

鈴木委員　よく分かる。ただ、知事とお会いした時には、精神障がいの方もいらっしゃって、やっぱり漢字だよな、というお話はされていた。

眞保委員長　両委員それぞれの思いがあると思う。

内嶋委員　私も講演をする時があるが、いつまでも「ガイ」を漢字で表記していた。そうしたら、漢字で「害」と書かれた当事者の気持ちを先生はお分かりですか、と言われ、いかに自分が鈍感か思い知らされた。それ以降、法令等で漢字にせざるを得ないもの以外は、私が意見を述べるようなものは全部平仮名にしている。理由は、当事者のお気持ちを無視した表現を、非当事者はすべきではないと。

　　　　　おそらく県がお考えになったのは、表現に齟齬が出てくるからだと思う。私もレジュメを書いていて、自分の考えを述べているのか、一般的な呼称として言っているのか、法的な呼称として言っているのか、曖昧な表現というのはいくらでも出てくる。明確に法的な呼称である場合は漢字にしているが、レジュメには、『ここでは漢字で「障害」と統一します。なぜならば、○○法でも漢字で書いてあるから、申し訳ないけどそう表記させてほしい』と明確に示している。そこに社会モデルや医学モデルという理屈は入れていない。「障害者」という熟語を社会モデルで考えたとき、意味が通らなくなるから。「障害者」という熟語は、医学モデル的な考え方で成り立っている。したがって、「障害」という言葉を単独で考えるときは、社会モデルの考え方は成り立つと思うが、「障害者」という単語を社会モデルの切り口で論ずるのは、熟語の成り立ちとして色々問題があると思う。なので、端的に「法律と字面を合わせたいから、申し訳ないけど統一したい」と整理するか、平仮名を混在させるか、どちらもあり得ると思う。言葉というのは難しいと思う。だから、統一したいなら、理由をはっきり述べるべき。障がい者団体のトップがそう考えているから、というのもあるかもしれないが、個々の当事者に伺えば色々な気持ちがあると思うし、私が研修をやれば、「ショウガイ」を漢字で書くのか平仮名で書くのか、こだわられる方はいらっしゃる。そこを無視するわけにはいかない。彼らはマイノリティで、このような意見があった場合には、私はなるべく寄り添うようにしている。

　　　　　この場は委員会という合議の場なので、「井上委員が反対しているけど、そう判断させてくれ」というのは、あり得ると思う。ただ、井上委員がおっしゃっているくらいだし、私も実は若干引っかかっている。きちんと整理した方がいい。国の法律もなぜ漢字なのかはよく分からないが、少なくとも法律が漢字だから、というのも一つの理屈だと思う。表記を統一するなら、そういう端的な整理が良いと思う。

川本委員　私も最初、漢字にすると聞いたときは少し違和感を覚えた。平仮名表記にするときに、それなりの背景があったと思うので。表記を変える理由を伺ったときに、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」に携わった専門家でも意見を表明していること、また、障がいのある職員の意見を聞いた上で変えるということなど、各所での議論を踏まえた上での漢字表記への統一ということであれば、井上委員のご意見は重々理解できるけれども、整理の結論としてはありではないかと思っている。

眞保委員長　表記の問題は、先生方から色々意見をおっしゃっていただいたように、当事者の方から個別に意見を伺ったら、それぞれ考えがあるというのが実態だと思う。内閣府の「障害者政策委員会」の専門委員をやっていたときに、文化庁の専門家をお呼びして、どう表記すべきかと議論がなされたが、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきとなった経緯がある。

　　　　　私が色々なところでお話をする際は、法律の表記に統一させていただくとはっきり申し上げている。それぞれに、色々なお考えがあり、その漢字が想起させるような色々な経験がある人もいる。一方で、障がい当事者の方であっても、平仮名で書いたからといって、何かが変わるわけでもない。表記の問題よりも、障害者を取り巻く差別と偏見を取り除くことが先決との考えから、法律の文言である漢字でよいという意見の方もいる。

　　　　　色々な考え方がある中で、神奈川県としては、条例で整理したということと、それぞれの方々には様々なお考えがあるだろうけれども、条例を作る際に、一旦、当事者から一定のご意見も伺って整理をしたというように、この表記の問題は説明する必要があるのではないか。

　　　　　最終的には、この議題は多数決には馴染まないので、事務局で再度検討した上で、委員長に判断をご一任いただくような形でいかがか。

＜委員長一任に異議なし＞

眞保委員長　検討の結果はフィードバックさせていただく。井上委員いかがか。井上委員のご主張はよく分かる。

井上委員　はい。漢字になりそうな気もするが、条例がそうなったので。

内嶋委員　法律がそもそも漢字だから。

井上委員　国も新しい単語を出してくれればいいのだが。

内嶋委員　そこがマイノリティの辛いところ。だから私の意見はマイノリティ側に立っている。多数決には馴染まない。

本田人事課長　事務局としても、皆様からいただいたご意見、条例制定時の議論の経過、その他県の諸施策を今一度参考にし、改めて委員長にご相談させていただく。

７　その他

本田人事課長　本日の議事結果については、概要はホームページで公開させてもらいたい。各委員には事前にお送りし、確認していただいたうえで、公表させていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

以　上